令和６年度　赤い羽根共同募金公募助成事業　募集要項

1. 目的

山陽小野田市共同募金委員会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に、山陽小野田市内で活動する団体及びボランティアグループに対し助成を行います。

1. 実施主体

山陽小野田市共同募金委員会

1. 助成対象団体

助成対象団体は、山陽小野田市内に活動拠点を置き、市内で地域活動や福祉活動を行う団体、ボランティアグループとします。ただし、以下のすべてを満たすものとします。

（１）団体の会則、規約等を備えていること。

（２）企業、政治団体、宗教団体から独立して運営されていること。

（３）その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。

（４）事業計画書・報告書、収支予算書・決算書などが整備されていること。

（５）共同募金運動の趣旨に賛成し、積極的に参加協力できること。

1. 助成対象事業

　　令和６年度に行う事業であることとします。

助成対象事業は山陽小野田市における地域福祉事業とし、それに伴う備品の購入や修繕等も対象とします。ただし、次に掲げる事業は対象としません。

（１）宗教または政治活動を目的とする事業

（２）営利を目的とする事業

（３）経営状況が極めて不良と思われる事業

（４）他機関からの補助または助成により、本会の助成が不必要と認める事業

（５）個人または団体の利益のため活動する事業

（６）その他山陽小野田市共同募金委員会長が不適当と認めた事業

1. 助成金額

　　助成金額は予算の範囲以内とし、１団体あたりの助成限度額は２０万円とします。

6．申請団体の取扱

申請については、年間１団体１事業に限ります。

同一事業による申請は１回のみとします。

備品購入、修繕については、５年経過しなければ、新たに申請できないものとします。

1. 募集期間　令和６年４月１日（月）～令和６年４月３０日（金）
2. 応募方法

山陽小野田市共同募金委員会事務局(山陽小野田市福祉センター（中央二丁目３番１号 Aスクエア１階）・山陽総合福祉センター（鴨庄第９２番地）)の窓口にて申請書を入手（山陽小野田市社会福祉協議会のホームページでもダウンロード可）し、期間内に申請書に必要な書類（様式１－１、添付書類）を添付し、市共同募金委員会事務局まで提出してください。

1. 応募後の流れ、注意事項等

・申請があった場合、令和６年６月下旬実施予定の審査委員会にて申請内容の審査が行われます。

　　助成を受けようとされる団体は、審査委員会に出席し申請事業内容等について説明をしていただき

　　ます。

・決定すれば７月ごろに助成金交付予定です。

・事業完了後、完了報告書を提出いただきます。

・申請時の活動計画に大きな変更がある場合は事前にご相談ください。

・虚偽の申請または報告があった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただきます。

・助成を受けた団体は、さまざまな手段を用いて、山陽小野田市民に対し、共同募金を財源とする助成金を受けた事業を実施したことを広報していただきます。また、共同募金運動期間に行う事業やイベントの場において、募金活動に積極的に取り組んでいただきます。

1. 問合せ先

山陽小野田市共同募金委員会（山陽小野田市社会福祉協議会内）

ＴＥＬ：０８３６－８１－００５０　　０８３６－７２－１８１３

<http://www.shakyo-sanono.com/>